

大阪市地区計画に係る認定取扱要綱実施基準（誘導容積型）

制定 平成 7 年 2 月 15 日
最近改正 平成 22 年 5 月 31 日

大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱の実施に関して、必要な基準を以下のように定める。

第 1 容積率の特例

地区計画（誘導容積型）の区域内にある建築物で、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 68 条の 4 の規定に基づく認定を受けることができるものは、次に掲げるところによるものとする。

1. 建築物の計画等

- (1) 建築物の配置は、当該地区計画の趣旨に基づいたものであること。
- (2) 建築物の計画は、当該地区計画の方針及び地区整備計画並びに当該地区計画の建築物の制限に関する条例に適合すること。
- (3) 建築物を当該都市計画道路予定線まで後退（以下「セットバック」という。）したことにより生み出された空地には、建築物及びその部分（公衆便所、巡回派出所、公用歩廊その他これらに類するもので公益上必要なものを除く。）が存しないこと。

2. 維持管理

セットバック部分の空地及び認定条件に基づき設けられた住宅部分については、将来にわたり適正に維持管理しなければならない。

附 則

この基準は、平成 7 年 2 月 15 日から実施する。

この基準は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

この基準は、平成 18 年 7 月 14 日から実施する。

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

この基準は、平成 22 年 5 月 31 日から実施する。

（参考：改正経過）

平成 7 年 2 月 新規制定

平成 15 年 1 月 改正内容 建築基準法の改正等に伴う条文整備
適用条文第 68 条の 3 → 第 68 条の 4

平成 15 年 4 月 改正内容 職制改正 指導課 → 建築企画課

平成 18 年 7 月 改正内容 手続きの追加等

平成 19 年 4 月 改正内容 職制改正 住宅局 → 計画調整局

平成 22 年 5 月 改正内容 手続き方法について、別途「手続き要領」に定める